**令和５年度　教育施設利用（１号認定子ども）のしおり**

**【認定こども園（教育標準時間）・私立幼稚園利用案内】**

◎認定こども園（教育標準時間）や新制度に移行した私立幼稚園を利用する場合、市からの教育・保育給付認定（１号認定）が必要です。

◎新制度に移行しない私立幼稚園（市内私立幼稚園は全て移行済み）の入園手続きは、利用を希望する園にお申込みの上、無償化の対象となるには、市から施設等利用給付認定（新１号認定）を受ける必要があります。（上限月額25,700円）

◎ご不明な点がございましたら、子育て支援課までご連絡ください。

「子ども・子育て支援新制度」と「認定こども園・幼稚園」

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成２４年８月に成立した「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連３法に基づき、平成２７年４月から全国的に施行される新たな制度です。おもな目的は次の３点となります。

●質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

●保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

●地域の子ども・子育て支援の充実

新制度の導入で、認定こども園や幼稚園は次のようになっています。

※公立幼稚園の利用を希望する場合も教育・保育給付認定が必要です。詳しくは利用を希望する公立幼稚園にご相談ください。

教育・保育給付認定と手続きの流れ

◎教育・保育給付認定について

新制度に移行する幼稚園・認定こども園・認可保育所等を利用するためには、子どものための教育・保育についての「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定こども園（教育標準時間）または新制度に移行する幼稚園を利用するための教育・保育給付認定は、「１号認定」となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定区分 | | 保育の  必要性 | 利用可能施設 |
| １号 | 満３歳以上・教育標準時間認定 | なし | 幼稚園※、認定こども園 |
| ２号 | 満３歳以上・保育認定 | あり | 保育園、認定こども園 |
| ３号 | 満３歳未満・保育認定 | あり | 保育園、認定こども園、家庭的保育事業、  小規模保育事業、事業所内保育事業 |

※新制度に移行しない幼稚園をご利用になる場合で、無償化の対象となるには、施設等利用給付認定（新１号認定）を受ける必要があります。

※教育・保育給付認定を２号認定に変更を希望する場合は、子育て支援課にご相談ください。

◎教育・保育給付認定、園利用の流れ

・すでに令和５年4月以降の園利用の内定がある場合

・これから園利用の申込みをする場合

※本市外の認定こども園または新制度に移行する私立幼稚園を利用する場合も同じ手続きになります。

★支給認定証は、大切に保管してください。

保育料・給食費について

令和元年１０月1日からの、幼児教育・保育の無償化により、これまで保護者の所得

に応じてご負担いただいていた、３歳～５歳児の保育料の支払いはなくなりました。

月額「０円」となっています。

※幼稚園の場合、満３歳となった日から無償化の対象となります。

　保育園の場合、３歳の誕生日を迎えた最初の３月３１日までは「２歳児」扱いと

　なり、翌年度４月から無償化の対象となります。

ただし、園によっては入園料を徴収する場合があります。

また、教材費や行事費、給食費等の実費負担があります。

●給食費

|  |  |
| --- | --- |
| 給食費の区分 | 取扱い |
| 主食費  （ごはん・パン・めんなど） | 実費、米持参など |
| 副食費  （おかず・おやつなど） | 実費（一部世帯を除く） |

●副食費が免除となる世帯

　保護者などの市区町村民税所得割合算額が７７，１０１円未満の世帯や国の

算定基準（※）による第３子以降は、**副食費の保護者負担が免除**されます。

※１号認定子どもに係る国の算定基準は、小学校３年生以下の子どもの数でカウントします。

●副食費免除可否の切り換え時期

副食費は、毎年９月が切り換え時期になります。９月分以降の副食費は、園を通じてお知らせします。

|  |  |
| --- | --- |
| 令和５年４月分～令和５年８月分 | 令和５年９月分～令和６年３月分 |
| 令和４年度市民税に基づき算定 | 令和５年度市民税に基づき算定 |

※副食費の免除の可否については、保育料決定通知等に記載がありますので、そちらをご確認ください。

●給食費の負担額や支払いについて

　給食費（主食費、副食費）は、施設により金額が異なります。

　施設期限や納入方法を施設に確認の上、施設に対してお支払いください。

　預かり保育の利用について

　令和元年１０月１日から始まった、幼児教育・保育無償化により、保護者が就労（月１２日以上、かつ、月４８時間以上）などの理由から、幼稚園の利用に加え、預かり保育を利用している場合、市から施設等利用給付認定（新2号認定）を受けることによって、月額11,300円を上限として、無償化の対象となります。

施設等利用給付認定を受けなくても、施設の利用は出来ますが、無償化の対象にはなりません。

※実際の利用料と上限額（利用日数×450円、上限月額11,300円）のどちらか低い方の金額が上限となります。（超過分を施設へ支払うことになります。）

※令和５年４月１日の入所にあわせて預かり保育を利用する予定がある場合は、４月１日以前に市から施設等利用給付認定を受ける必要があります。

認定こども園・私立幼稚園一覧

◎認定こども園（教育・保育給付認定が必要です）　　※令和５年４月１日予定施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 園　　名 | 住　　　所 | 電話番号 |
| せんだい幼稚園（幼保連携型） | 平佐町3590番地2 | 20-1280 |
| 青山幼稚園（幼保連携型） | 青山町4194番地 | 20-0775 |
| のぞみ幼稚園（幼保連携型） | 大小路町54番16号 | 22-3744 |
| 鹿児島純心大学附属純心幼稚園（幼保連携型） | 隈之城町1001番地 | 23-6168 |
| 川内すわこども園（幼保連携型） | 御陵下町19番5号 | 22-2764 |
| りぼんこども園（幼保連携型） | 天辰町1866番地1 | 24-8181 |
| みくにキッズ保育園（保育所型） | 御陵下町11番9号 | 22-3974 |
| 高江こども園（幼保連携型） | 高江町1875番地 | 27-2225 |
| 川内すわこども園SECOND（幼保連携型） | 中郷3丁目327番地1 | 24-8400 |
| さつま川内こども園（幼保連携型） | 田崎町206番地1 | 29-5101 |
| せいくんこども園（幼保連携型） | 平佐町2843番地1 | 20-1123 |
| 愛こども園（幼保連携型） | 天辰町74 AITOWN天辰集合住宅１階 | 24-8811 |
| 水引こども園（幼保連携型） | 水引町4795番地 | 26-2124 |
| すわこども園（幼保連携型） | 樋脇町市比野550番地 | 38-1193 |
| 善福寺こども園（幼保連携型） | 樋脇町塔之原1177番地 | 37-2103 |
| びぼあ(幼保連携型) | 入来町副田6046番地25 | 44-4381 |
| 入来こども園（幼保連携型） | 入来町浦之名7517番地3 | 44-2391 |
| 若あゆこども園（幼保連携型） | 東郷町斧渕4490番地1 | 42-1106 |
| なかよしこども園（幼保連携型） | 祁答院町藺牟田295番地1 | 56-0033 |

◎新制度に移行した私立幼稚園（教育・保育給付認定が必要です）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 園　　名 | 住　　　所 | 電話番号 |
| みくに幼稚園（私立幼稚園） | 御陵下町11番9号 | 22-3974 |
| 川内聖母幼稚園（私立幼稚園） | 若松町2番20号 | 22-3877 |

教育・保育給付認定申請書の記入上の注意点について

教育・保育給付認定申請書の記入に当たっては、以下のことにご注意ください。

１．教育・保育給付認定申請書は、児童ごとに作成してください。

２．申請児童の年齢は、令和５年４月１日時点の年齢を記入してください。

３．「利用希望施設欄」は、内定を受けている場合、第１希望に内定を受けている園名を記入してください。

４．保護者（父・母）が、単身赴任等の理由で異なる住所の場合は、空いているスペースに保護者の住所を記入してください。

５．「保育の希望の有無」欄は、認定こども園（教育標準時間）または新制度に移行する幼稚園のみの利用を希望する場合は、「無」に○をつけてください。

６．「①世帯の状況」欄は、申請児童以外の世帯員についてご記入ください。

７．「②利用を希望する期間」欄は、申請児童が小学校就学の始期に達するまでの期間を記入してください。

８．１号認定の教育・保育給付認定を申請する場合は、「③保育の利用を必要とする理由等」欄は、記入する必要はありません。

９．「④祖父母の状況」欄は、祖父母の現況について該当する欄の□にチェックしてください。同居している場合は、別居の住所の欄への記入は不要です。死亡されているときは、該当する「祖父」・「祖母」の各氏名欄に「亡」と記入してください。

◎添付資料について

教育・保育給付認定の申請にあたって、次の資料を添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 資料名称 |
| 全　　員 | 教育施設利用に関する確認・同意書 |

◎該当する場合のみ必要となる資料

|  |  |
| --- | --- |
| 利用開始日現在、お子さんや同居の方に障害がある場合 | 身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書などの写し  …障害のある方がいる世帯として保育料算定される場合は、必ずご提出ください。 |
| 在園中のお子さんが障害児支援サービス（児童発達支援等）を利用中または計画中の場合 | サービスを受けていることがわかる書類、サービス計画書の写し等 |
| 離婚調停中で配偶者と別居している場合 | 呼び出し状または事件係属証明書 |

■お問い合わせ先■

薩摩川内市役所

≪本庁≫〒895-8650　薩摩川内市神田町３番２２号

●子育て支援課　保育グループ　TEL　(0996)23-5111（内線2363､2362）

市HP　http://www.city.satsumasendai.lg.jp/